

松江市告示第 344 号

令和 5 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和 5 年 5 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁

令和 5 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和 5 年 4 月 10 日付こ支家発第 13 号こども家庭庁支援局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」別紙）に基づき、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。ただし、給付金（ひとり親世帯分）に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。

- (1) 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を松江市（以下「市」という。）から受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない者のうち、ア又はイのいずれかに該当し、かつ、ウにも該当する者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

ア 法第 6 条の規定による松江市長（以下「市長」という。）の認定により、児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）ではあるが法第 13 条の 2 の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者であって、第 5 条の申

請を行う時点において市に住所を有する者（以下「法第 13 条の 2 支給停止者」という。）

イ 第 5 条の申請を行う時点において、市に住所を有し、かつ、法第 6 条の規定による市長の認定を受けていない者であって、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当に係る同条の規定に基づく認定を受けた場合には、受給資格者ではあるが法第 13 条の 2 の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととされる者

ウ 次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和 3 年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者

当該者（法第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「令」という。）第 2 条の 3 に規定する児童の養育者（以下「養育者」という。）を除く。以下同じ。）	法第 9 条第 1 項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合にあってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合にあってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第 2 条の 4 第 6 項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
当該者（養育者に限る。）	法第 9 条の 2 で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）
当該者の配偶者及び当該者が父若しくは母である場合にあっては当該者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者又は当該者が養育者である場合にあっては当該者の扶養義務者で当該者の生	法第 10 条又は第 11 条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含む。）

計を維持する者	
---------	--

- (3) 第5条の申請を行う時点において、市に住所を有し、かつ、令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、前号ウの表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に定める要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）
- (4) 前3号の規定にかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に定める者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金（ひとり親世帯分）が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和5年3月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和5年3月28日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の額は、支給対象者に対して、5万円とし、1回限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付金（ひとり親世帯分）の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。

- 2 児童扶養手当受給者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）を市長に提出することにより給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否することができる。
- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当振込時における指定口座（次項の規定により指定された口座がある場合は、当該口座）に振り込むことにより給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。
- 4 口座解約等の事情により前項の指定口座に給付金（ひとり親世帯分）の支給を行うことができない者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）を市長に提出することにより、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けるための口座を指定することができる。

（給付金（ひとり親世帯分）の申請）

第5条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする公的年金給付等受給者及び家計急変者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の際、申立書（様式第4号）、戸籍謄本、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条に規定する支給対象者であるかについて確認を行うとともに、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。
- 3 第1項の申請は、令和6年2月29日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者に限り、申請期限を令和6年3月29日まで延長することができる。

（代理による申請）

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（以下「代理人」という。）は、給付金（ひとり親世帯分）申請者に代わり、前条第1項の申請を行うことができる。

- (1) 給付金（ひとり親世帯分）申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から給付金（ひとり親世帯分）申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人が給付金（ひとり親世帯分）の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書等の提出又は提示を求めるものとする。

3 市長は、第 1 項第 2 号及び第 3 号の代理人にあつては、代理人であることを証明する書類の提出を求めるものとする。

（申請者に対する支給の決定）

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金（ひとり親世帯分）の支給を行う。

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知）

第 8 条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 9 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 5 条第 3 項の申請期限までに第 5 条第 1 項の申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 4 条第 3 項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座（同条第 4 項の規定により指定された口座がある場合は、当該口座）に給付金（ひとり親世帯分）の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和 6 年 5 月 31 日までに完了できない場合は、当該支給決定に係る給付金（ひとり親世帯分）について、同条第 2 項に規定する受給の拒否の届出があったものとみなす。

3 市長が第 7 条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和 6 年 5 月 31 日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 10 条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 11 条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第 12 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

（令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱の廃止）

2 令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和 4 年松江市告示第 393 号）は、令和 5 年 5 月 31 日限り、廃止する。

（失効）

3 この告示は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

（準備行為）

4 給付金（ひとり親世帯分）の支給の実施に必要な支給対象者への通知その他の準備行為は、この告示の施行前においても、行うことができる。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 受給拒否の届出書

松江市
受付印

(あて先)松江市長

1. 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所

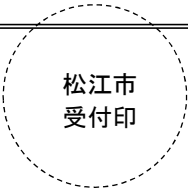
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金(ひとり親世帯分)支給市区町村

あて先

松江市長



1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()

※日中連絡できる電話番号を記入してください。

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支 店 名	
金融機関コード		支店コード	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	
分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナのみ) ※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
1 普通			
2 当座			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
※振込予定日7営業日前必着。(7営業日以降変更の場合には振込予定日が遅れる場合があります。)

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

☐ 松江市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日までに、松江市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- ☐ 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
あて先 松江市長



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者		記入日	令和	年	月	日
(フリガナ) 氏 名		性別	生 年 月 日		現 住 所	
			年 月 日		電話 ()	
個人番号(マイナンバー)						
公 的 年 金 受 給 状 況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況			
☐ 受けることができる(種類:)			☐ 受けることができる(種類:)			
☐ 支給停止 (種類:)			☐ 支給停止 (種類:)			
☐ 受けることができない			☐ 受けることができない			

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。))」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。))」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。))」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童							
令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。							
No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	障害の有無	生 年 月 日	同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
※ 18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。なお、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者		
同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。		
配偶者/扶養義務者	氏 名	公的年金 受給の有無
配偶者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合： 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
☐	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
☐	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
☐	父又は母が死亡した児童
☐	父又は母が障害の状態にある児童
☐	父又は母の生死が明らかでない児童
☐	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
☐	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
☐	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
☐	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

☐ ア 公金受取口座(申請・請求者の口座に限ります。)への振込みを希望

※マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要。
※振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。

☐ イ 指定の金融機関口座(申請・請求者の口座に限ります。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名				支 店 名									
金融機関コード				支店コード				本・支店 本・支所 出張所					
分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)				口座名義 (フリガナのみ)				※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。				
1 普通													
2 当座													

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
※振込予定日7営業日前必着。(7営業日以降変更の場合には振込予定日が遅れます。)

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

☐ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。

☐ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません。受給していた場合は、給付金(ひとり親世帯分)を返金します。

☐ 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

☐ 松江市が支給決定をした後、この申請書を給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱うことに同意します。

☐ 松江市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、松江市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。

☐ 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

☐ 既に給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合は、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
あて先 松江市長



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()
個人番号(マイナンバー)			
公 的 年 金 受 給 状 況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	
☐ 受けることができる(種類:)		☐ 受けることができる(種類:)	
☐ 支給停止 (種類:)		☐ 支給停止 (種類:)	
☐ 受けることができない		☐ 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	障害の有無	生 年 月 日	同居・ 別居の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
※ 18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。なお、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏 名	公的年金 受給の有無
配偶者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無
扶養義務者		有 ・ 無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
☐	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
☐	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
☐	父又は母が死亡した児童
☐	父又は母が障害の状態にある児童
☐	父又は母の生死が明らかでない児童
☐	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
☐	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
☐	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
☐	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

☐ ア 公金受取口座(申請・請求者の口座に限ります。)への振込みを希望

※マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要。
※振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。

☐ イ 指定の金融機関口座(申請・請求者に限ります。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名				支 店 名			
金融機関コード				支店コード			
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連				5.農協 6.漁協 7.信漁連			
分類				口座名義 (フリガナのみ)			
1 普通							
2 当座							

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)」をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
※振込予定日7営業日前必着。(7営業日以降変更の場合には振込予定日が遅れます。)

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ☐ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません。受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します。
- ☐ 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ☐ 松江市が支給決定をした後、この申請書を給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱うことに同意します。
- ☐ 松江市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、松江市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- ☐ 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- ☐ 既に給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合は、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

簡易な収入額の申立書（申請者本人用）
【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」と一緒にご提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの人がいる場合は、その人の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。										
	金額								円	注意事項
養育費【A】										※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
給与収入【B】										※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【C】										※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金相当収入【D】 (a-b)										※「年金収入【a】－児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】										※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
児童扶養手当相当額【b】										※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（年額）

令和3年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童0人	0円	0円
児童1人	121,920円	10,160円
児童2人	183,000円	15,250円
児童3人	219,600円	18,300円
児童4人	256,200円	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,600円（年額）を加算してください。

②前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C+D)										円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----------------------

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。

属性	☐ 父母	☐ 父母以外の養育者
----	-----------------------------	-----------------------------------

↓

収入基準A

↓

収入基準B

NO

YES

以下のいずれかに該当する児童の養育者ですか。

- ・父が死亡又は生死不明、かつ、母がない児童
- ・母が死亡又は生死不明、かつ、父がない児童
- ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・父がなく、かつ、母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む。）又は養っている親族以外の児童（令和3年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの人				収入基準Bの人	
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎または○			フリガナ 氏名
		16歳以上23歳未満 の親族 (◎)	70歳以上 の親族、配偶者 (○)		
1				1	
2				2	
3				3	
4				4	
5				5	

(3) (2) でご記入いただいた人の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0 人	3, 114, 000円
	1 人	3, 650, 000円
	2 人	4, 125, 000円
	3 人	4, 600, 000円
	4 人	5, 075, 000円
	5 人	5, 550, 000円
	人	円

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0 人	3, 725, 000円
	1 人	4, 200, 000円
	2 人	4, 675, 000円
	3 人	5, 150, 000円
	4 人	5, 625, 000円
	5 人	6, 100, 000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額 _____ 円 ii (2) の◎の数×150,000円 _____ 円 iii (2) の○の数×100,000円 _____ 円 収入基準額 (i + ii + iii) _____ 円 V 年間収入額 (表面の②) _____ 円	i (3) で選択した基準額 _____ 円 ii (2) の○の数×60,000円 _____ 円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算) 収入基準額 (i + ii) _____ 円 V 年間収入額 (表面の②) _____ 円
---	--

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。）

- ☐ 【要件】に該当しています。
 ☐ 収入額が分かる書類（課税証明書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）
【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」と一緒にご提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの人がいる場合は、その人の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書（「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」）をご提出ください。
- 下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和5年2月28日時点で申請者と生計を同じくしていた人の属性にチェック（☑）してください。

☐ 父母	☐ 祖父母	☐ 子	☐ 孫	☐ 曾祖父母	☐ 曾孫	☐ 兄弟姉妹	☐ 配偶者
氏名							

②①で選択した人の前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額	注意事項											
給与収入【A】	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>											円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
										円			
事業収入又は不動産収入【B】	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>											円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
										円			
年金収入【C】	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>											円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
										円			

※上記以外の収入については記載不要です。

③前々年（令和3年1月～令和3年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr></table>											円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
										円			

④①の方が生計を同じくし養っている親族（令和3年12月31日時点で扶養を行っている人）の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外） の親族
1		
2		
3		

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外） の親族
4		
5		
6		

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】	
i 左側で選択した基準額	円
ii ④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i + ii)	円
	√
年間収入額 (③)	円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。）

- ☐ 【要件】に該当します。 ☐ 収入額の分かる書類（課税証明書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- ☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得額の申立書
【公的年金給付等受給者】

○「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい人の氏名を記載の上、その人の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名		属性	☐ 本人 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 曾祖父母 ☐ 曾孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の②又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の③の金額をご記入ください。									
年間収入額									円

控除等

B Aの年間収入額のうち、養育費に係る控除の額（前々年分）									
養育費を記入した人									円

C Aの年間収入額のうち、給与収入に係る給与所得控除の額（前々年分）									
給与収入を記入した人									円

D Aの年間収入額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の額（前々年分）									
事業収入又は不動産収入を記入した人									円

E Aの年間収入額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の額（前々年分）									
年金収入を記入した人									円
公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が130万円以下の方 → 70万円						
		②	130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円						
		③	410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円						
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が330万円以下の方 → 120万円						
		②	330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円						
		③	410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円						

F その他の控除									
(	控除名	)	a						円
(	控除名	)	b						円
(	控除名	)	c						円
(	控除名	)	d						円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)									

※令和3年の課税証明書に記載のある、以下の控除の金額をご記入ください。

- ・雑損控除【記載額】
- ・医療費控除課【記載額】
- ・小規模企業共済等掛金控除【記載額】
- ・障害者控除【27万円】
- ・特別障害者控除【40万円】
- ・寡婦控除（児童の母の場合を除く。）【27万円】
- ・ひとり親控除（児童の父母の場合を除く。）【35万円】
- ・勤労学生控除【27万円】

その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にもご記入いただけます。
なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。
※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額									
				8	0	0	0	0	円

H 各控除等の控除後の所得額 A - (B + C + D + E + F + G)									
年間所得額									円

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

（次ページに続きます）

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

☐ 「簡易な収入額の申立書」 (申請者本人用)
収入基準Aの人

☐ その他の人

(2) 「簡易な収入額の申立書」 (申請者本人用又は扶養義務者等用) 【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」 (申請者本人用又は扶養義務者等用) 【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の◎の数×150,000円	円
iii ☆の○の数×100,000円	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
V	
年間所得額 (表面のH)	円

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
所得基準額 (i + ii)	円
V	
年間所得額 (表面のH)	円

→【所得要件】Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

- ☐ 【所得要件】に該当します。 ☐ 控除額が分かる書類 (帳簿等) を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)
- ☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）
【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック（☑）してください。

☐ 食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者又は申請者と生計を同じくする以下の人が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

- ・ 申請者の配偶者
- ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族又は兄弟姉妹

(※) 申請者本人が児童の父又は母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。

※上記の申請者と生計を同じくする人がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。

②申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。										注意事項	
令和__年__月											
収入内訳	養育費【A】									円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
	給与収入【B】									円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】									円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)									円	※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。
	年金収入【a】									円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】									円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
収入合計額【A + B + C + D】										円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（月額）

申請日時点での児童数	支給額（月額）
児童0人	0円
児童1人	10,160円
児童2人	15,250円
児童3人	18,300円
児童4人	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,050円（月額）を加算してください。

× 12

③の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額 円

→扶養親族が1人の場合には、③が365万円未満であれば【要件2】を満たすため、④の記載は不要です。

④要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。

属性	☐ 父母	☐ 父母以外の養育者
----	-----------------------------	-----------------------------------

↓

収入基準A

NO

↓

収入基準B

以下のいずれかに該当する児童の養育者ですか。

- ・父が死亡又は生死不明かつ母がない児童
- ・母が死亡又は生死不明かつ父がない児童
- ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族又は養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの人				収入基準Bの人		
	フリガナ 氏名	該当する場合は◎又は○			フリガナ 氏名	該当する場合は○
		16歳以上23歳未満の親族(◎)	70歳以上の親族、配偶者(○)			70歳以上(配偶者以外)の親族
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		

(3) (2) でご記入いただいた人の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額 _____ 円 ii (2) の◎の数×150,000円 _____ 円 iii (2) の○の数×100,000円 _____ 円 収入基準額 (i + ii + iii) _____ 円 V 年間収入見込額 (表面の③) _____ 円	i (3) で選択した基準額 _____ 円 ii (2) の○の数×60,000円 _____ 円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算) 収入基準額 (i + ii) _____ 円 V 年間収入見込額 (表面の③) _____ 円
---	--

→【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

- ☐ 【要件】に該当します。 ☐ 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- ☐ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）
【家計急変者】

○「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」、「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」と一緒に提出ください。
○下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者と生計を同じくする方の属性にチェック（☑）の上、名前をご記入ください。

☐ 父母☐ 祖父母☐ 子☐ 孫☐ 曾祖父母☐ 曾孫☐ 兄弟姉妹☐ 配偶者

氏 名

②令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月

注意事項

収入内訳

給与収入【a】

事業収入又は不動産収入【b】

年金収入【c】

収入合計額【a + b + c】

円

円

円

円

※給与収入がある場合にご記入ください。
※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。

※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。
※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。

※公的年金収入がある場合にご記入ください。
※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。
※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

※青卒の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額

円

④①の方が生計を同じくし養っている親族の氏名をご記入ください。【☆】

フリガナ

氏名

該当する場合は○
70歳以上（配偶者以外）
の親族

フリガナ

氏名

該当する場合は○
70歳以上（配偶者以外）
の親族

1

2

3

4

5

6

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかを計算をおこなってください。

④の人数にチェックしてください。

基準額

✓

人数

0人

3,725,000円

4,200,000円

4,675,000円

5,150,000円

5,625,000円

6,100,000円

円

【要件チェック】

i 左側で選択した基準額

円

ii ④の○の数×60,000円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

円

収入基準額（i + ii）

円

V

年間収入見込額（③）

円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。
※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

（次ページに続きます。）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。）

- ☐ 【要件】に該当します。 ☐ 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- ☐ 今後 1 年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後 1 年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- ☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得見込額の申立書
【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」の【要件2】又は「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい人の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。	
氏名	属性 ☐ 本人 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 曾祖父母 ☐ 曾孫 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 配偶者

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」又は「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額をご記入ください。	
年間収入見込額	円

控除等

B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）	
養育費を記入した人	円 ※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）	
給与収入を記入した人	円 ※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。
給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）	
事業収入又は不動産収入を記入した人	円 ※Aを算出するための任意の1か月の事業又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。 ※帳簿などの上記の経費が分かる書類をご提出ください。

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に公的年金等控除の見込額（12か月分）	
年金収入を記入した人	円 ※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。
公的年金等控除	65歳未満 ①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円 65歳以上 ①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除				
(控除名)	a	円	e	円
(控除名)	b	円	f	円
(控除名)	c	円	g	円
(控除名)	d	円	h	円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)		円		

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番又は控除名をご記入ください。
※控除が4つ以上ある場合は、1つの控除名の欄に、2つの項番又は控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額	
	8 0 0 0 0 円 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。

H 各控除等の控除後の年間所得見込額 A - (B + C + D + E + F + G)	
年間所得見込額	円

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

☐ 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの人

☐ その他の人

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
☐	0人	1,920,000円
☐	1人	2,300,000円
☐	2人	2,680,000円
☐	3人	3,060,000円
☐	4人	3,440,000円
☐	5人	3,820,000円
☐	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
☐	0人	2,360,000円
☐	1人	2,740,000円
☐	2人	3,120,000円
☐	3人	3,500,000円
☐	4人	3,880,000円
☐	5人	4,260,000円
☐	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の◎の数×150,000円	円
iii ☆の○の数×100,000円	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間所得見込額 (表面のH)	円

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
所得基準額 (i + ii)	円
	V
年間所得見込額 (表面のH)	円

→【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

- ☐ 【所得要件】に該当します。 ☐ 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄に記入した場合のみ)
- ☐ 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- ☐ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ☐ 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

(別添)

控除対象一覧表

控除できるもの

項番	控除名	控除できる場合	控除額
①	生活災害、盗難、横領にあった人（生活を同じくする親族でも可）		支払額 （見込を含む。）
	雑損控除	申立書に記載のある人又はその人と生活を同じくする親族の住宅や家財などが災害、盗難又は横領により損失した場合、その取り壊し費用や除去費用、原状回復費用などがあれば控除できます。（保険金で補填される金額は対象外です。）	
②	医療に掛かっている人（生活を同じくする親族でも可）		支払額 （見込を含む。）
	医療費控除	申立書に記載のある人又はその人と生活を同じくする親族が医療費を支払った場合に、その医療費について控除できます。（保険金で補填される金額は対象外です。）	
③	小規模企業経営者、個人事業主で一定の掛金を払っている人やiDeCoに加入の人		支払額 （見込を含む。）
	小規模企業共済等掛金控除	申立書に記載のある人が、小規模企業の経営者などのための退職金制度である小規模共済掛金、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年金（iDeCo）などの掛金を支払った場合に、その掛金について控除できます。	
④	障害をお持ちの人や障害をお持ちの人と一緒に生活をしている人		27万円
	障害者控除	申請時点において、申立書に記載のある人又はその人と生活を同じくする配偶者や養っている親族が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、身体障害者手帳に身体上の障害がある人として記載されているなどの一定の障害がある場合に控除できます。	
⑤	重い障害をお持ちの方や重い障害をお持ちの人と一緒に生活をしている人		40万円
	特別障害者控除	④のうち、一定の障害のある人が精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級と記載されている、身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されているなど、一定の障害の程度である場合は④の27万円ではなく、40万円の控除となります。	
⑥	児童の母以外のひとり親の人		27万円
	寡婦控除	申請時点において、申立書に記載のある人（母を除く。）が、寡婦である場合に控除できます。	
⑦	児童の父又は母以外のひとり親の人		35万円
	ひとり親控除	申請時点において、申立書に記載のある人（父又は母を除く。）が、ひとり親である場合に控除できます。	
⑧	働きながら学校に通っている人		27万円
	勤労学生控除	申請時点において、申立書に記載のある人が、働きながら学校に通っている場合に控除できます。	
⑨	農業を営み、肉用牛を特定の市場で売却している人		支払額 （見込を含む。）
	肉用牛の売却による事業所得	申立書に記載のある人が農業を営んでおり、肉用牛のうち一定のものを特定の市場で売却した場合に控除できます。	

※ 上記の「控除名」の他にも、純損失の繰越控除（個人事業主で青色申告を行っている人）、雑損失の繰越控除（昨年以前に雑損控除を行っていた人）などができる場合があります。